

5 生衛第 900 号
令和 5 年 11 月 1 日

一般社団法人愛知県食品衛生協会会長 様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

このことについて、令和 5 年 10 月 18 日付け健生発 1018 第 5 号で厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員に周知してください。

担 当 生活衛生部生活衛生課
食の安全・安心グループ
電 話 052-954-6297 (ダイヤルイン)
F A X 052-954-6921
電子メール eisei@pref.aichi.lg.jp



	魚の腎臓 その他の家畜の腎臓 鶏の食用部分 その他の家畜の食用部分 魚介類(さけ)魚類に限る。 魚介類(うなぎ)魚類に限る。 魚介類(すずき)魚類に限る。 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(具類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類	0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm
(略) (別表) 8~12 (略) B~D (略)	セノロキシム 牛の筋肉 牛の脂肪 牛の肝臓 牛の腎臓 牛の食用部分 乳	0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.08ppm 0.02ppm

○厚生労働省告示第百九十一号
 食品衛生法(昭和二十二年法律第一百二十三号)第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和二十四年厚生省告示第百七十五号)の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示の日から起算して六月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。
 厚生労働大臣 武見 敏三
 (傍線部分は改正部分)

第1 食品 A~C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略)	第1 食品 A~C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略)
--	--

(2) 個別規格

- 1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの
- 2. 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	0.01mg/l以下であること。
(略)	

h (略)

- 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの
- 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	0.01mg/l以下であること。
(略)	

3. (略)

2~4 (略)

(略)

(2) 個別規格

- 1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの
- 2. 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	0.05mg/l以下であること。
(略)	

h (略)

- 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの
- 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	0.05mg/l以下であること。
(略)	

3. (略)

2~4 (略)

(略)

○厚生労働省告示第299九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十三条の二の二十、第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十一条の二の十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年十月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

別表第二

番号	基 準	
	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	使用目的又は効果
一五六	(略)	(略)

改 正 前

別表第二

番号	基 準	
	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	使用目的又は効果
一五六	(略)	(略)

健生発 1018 第 5 号
令和 5 年 10 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 291 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第 1 改正の概要

清涼飲料水の規格基準については、告示において定められているところ、これまで水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に基づいて定められた水質基準や Codex 委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、内閣府食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を得た物質から、順次、規格基準の見直しを行ってきた。

今般、内閣府食品安全委員会において、清涼飲料水中の鉛について食品健康影響評価が行われたことから、その結果等を踏まえ、清涼飲料水の規格基準を改正する。

第 2 改正の内容

- 1 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の鉛の基準値について、次表のとおり改正する。



物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/1以下であること。	0.05mg/1以下であること。

2 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の鉛の基準値について、次表のとおり改正する。

物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/1以下であること。	0.05mg/1以下であること。

第3 経過措置

告示の日から起算して6月を経過する日以前に製造・輸入された清涼飲料水を加工・使用・調理・保存・販売する場合に限り、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。